

第三〇〇〇四六〇〇号

認定証

東京都江戸川区北小岩五丁目二三番一〇号

山路コーポ二〇二

アイアイ警備株式会社

警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)

第三条各号に掲げる者のいずれにも

該当せず警備業の要件を備えて

いることを認定する

有効期間

令和三年三月二十五日から

令和八年三月二十四日まで

東京都公安委員会

